

令和7年第2回

十和田地域広域事務組合議会

定例会会議録

令和7年第2回定例会会議録目次

令和7年11月28日（金曜日）

○ 議事日程第1号	3
○ 本日の会議に付した事件	4
○ 出席議員	4
○ 欠席議員	4
○ 説明のため出席した者	4
○ 職務のため出席した事務局職員	5
○ 開 会	6
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	6
○ 日程第2 会期の決定	6
○ 日程第3 一般質問	6
○ 日程第4 認定第1号 令和6年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第21 同意第2号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について	24
○ 日程第4 認定第1号 令和6年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	27
○ 日程第5 認定第2号 令和6年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について	28
○ 日程第6 認定第3号 令和6年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について	28
○ 日程第7 認定第4号 令和6年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について	28
○ 日程第8 認定第5号 令和6年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について	29
○ 日程第9 認定第6号 令和6年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について	29
○ 日程第10 認定第7号 令和6年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について	30
○ 日程第11 認定第8号 令和6年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	30
○ 日程第12 議案第21号 令和7年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）	31
○ 日程第13 議案第22号 令和7年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第1号）	31
○ 日程第14 議案第23号 令和7年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第1号）	31
○ 日程第15 議案第24号 令和7年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第1号）	32

○ 日程第 16 議案第 25 号 令和 7 年度十和田地域広域事務組合衛生特別 会計補正予算（第 1 号）	3 2
○ 日程第 17 議案第 26 号 令和 7 年度十和田地域広域事務組合火葬特別 会計補正予算（第 1 号）	3 3
○ 日程第 18 議案第 27 号 令和 7 年度十和田地域広域事務組合十和田市 消防団事務受託事業特別会計補正予算（第 1 号）	3 3
○ 日程第 19 議案第 28 号 令和 7 年度十和田地域広域事務組合消防通信 指令事務協議会特別会計補正予算（第 1 号）	3 4
○ 日程第 20 議案第 29 号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部 を改正する条例の制定について	3 4
○ 日程第 21 同意第 2 号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任 命について	3 4
○ 閉 会	3 5

令和7年第2回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

開会 令和 7年11月28日

閉会 令和 7年11月28日

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
認定第1号	令和6年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	令和7年 11月28日	認定
認定第2号	令和6年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第3号	令和6年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第4号	令和6年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第5号	令和6年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第6号	令和6年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第7号	令和6年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第8号	令和6年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
議案第21号	令和7年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第22号	令和7年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第23号	令和7年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第24号	令和7年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第25号	令和7年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第26号	令和7年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第27号	令和7年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第28号	令和7年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第1号）	令和7年 11月28日	原案可決
議案第29号	十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
同意第2号	十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について	〃	同意

議事日程第1号

令和7年11月28日(金)午後3時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問
- 第4 認定第1号 令和6年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第5 認定第2号 令和6年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6 認定第3号 令和6年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 認定第4号 令和6年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 認定第5号 令和6年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 認定第6号 令和6年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第7号 令和6年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第8号 令和6年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第21号 令和7年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 第13 議案第22号 令和7年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第1号)
- 第14 議案第23号 令和7年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第1号)
- 第15 議案第24号 令和7年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第25号 令和7年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算(第1号)
- 第17 議案第26号 令和7年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算(第1号)
- 第18 議案第27号 令和7年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算(第1号)
- 第19 議案第28号 令和7年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第29号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 同意第2号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	太田正幸
2番	笹渕峰尚
3番	高坂茂
4番	川村重光
5番	澤上訓
6番	木村忠一
7番	氣田量子
8番	江渡信貴
9番	山本実
10番	苔米地繁雄
11番	三浦專治郎
12番	才神幸男
13番	工藤正廣
14番	戸来伝
15番	小川洋平

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	櫻田百合子
副管理者	佐藤陽大
副管理者	成田隆
副管理者	若宮佳一
副管理者	佐藤和友
副管理者	田村和久
事務局長	須田山昭仁
消防長	川村博秀
次長	滝澤文隆
警防課長	瀧内潤
予防課長	三浦一徳
通信指令課長	工藤博之
十和田消防署長	山田隆行

六戸消防署長	金崎浩也
十和田湖消防署長	山端輝彦
会計管理者	佐々木若子
監査委員	森田幸夫
監査委員事務局長	高見亜希子
教 育 長	丸井英子
教 育 部 長	浦田陽子
教育総務課長	乗田育人
学校給食センター所長	山田 涉

職務のため出席した事務局職員

次 長	佐々木 晴彦
次 長 補 佐	角 浜 篤
次 長 補 佐	盛 田 均
次 長 補 佐	平 野 隆 志
施 設 係 長	舘 林 伸 吉
主 査	沢 口 正 興
主 事	横 道 恒 紀

開 会

午後 3 時 0 0 分 開会

○議長（小川洋平） それでは、開会に先立ちまして、本日まで出席の新たに副管理者となれる方をご紹介します。

新郷村長、佐藤和友副管理者でございます。

○副管理者（佐藤和友） 皆様、こんにちは。5月29日より新郷村長を託していただいております佐藤和友でございます。

このたび拝命しました副管理者の職をしっかりと、未熟者ではございますが、誠心誠意務めてまいりたいと思っております。皆様におかれましては、ぜひともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川洋平） 以上でご紹介を終わります。

出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和7年11月5日告示招集されました令和7年第2回十和田地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小川洋平） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番氣田量子議員、8番江渡信貴議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（小川洋平） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（小川洋平） 日程第3、一般質問を行います。

質問は、通告順により議長において指名します。

それでは、指名します。

7番氣田量子議員。

○7番（氣田量子） 7番、十和田市議会選出、公明党の氣田量子でございます。それでは、通告に従いまして一般質問いたします。

消防行政について。マイナ救急、マイナンバーカード情報連携について。毎日住民の命と安全を守るために働いている組合消防職員の皆様に、心から感謝申し上げます。救急の現場では、急いで正確な情報を知ることが命を救うことや、その後の治療をスムーズに進めるためにとっても大切です。特に意識のない方など、自分で病歴やアレルギー、飲んでいる薬の情報を伝えられない場合が多くあります。情報が分からないと、病院での初動治療が遅れてしまうという大きな問題がありました。

この大きな問題を解決するために、国はマイナ救急という仕組みを全国で進めています。これは、マイナンバーカードに登録されている保険証の情報や飲んでいる薬の情報などを救急の現場で使えるようにするものです。これにより、救急隊が必要な医療情報をすぐに確認でき、搬送先の病院へスムーズに情報を伝えられます。地域全体の救急医療のレベルアップが期待されます。そこで、当広域事務組合消防におけるこのマイナ救急導入の今の状況と、これからの計画についてをお伺いいたします。

まず、今の状況と体制についてお尋ねします。1、当組合消防では、国が進めるマイナ救急の導入について、今どのような段階にいますか。救急車にマイナ救急に対応したタブレットなどの機器をどれくらい用意しているか、またそのための費用はどうなっているのか、具体的に教えてください。

次に、現場での使い方と隊員教育について伺います。2、新しいシステムを現場で最大限に生かすには、隊員一人一人がしっかりと使えるようになることが必要です。隊員への研修体制について、大切な個人情報漏れないよう、安全に情報を管理するためのルールやタブレット操作に関する隊員教育をどのように実施していますか。

現場で困る場面への対応について。緊急時には、傷病者がマイナンバーカードを出せない状況も考えられます。カードを持っていない、また提示が難しい方への対応、そしてシステムが使えない場合の対応策も含めて、現場での運用上の課題をどのように乗り越えていくお考えかお尋ねいたします。

最後に、病院との連携です。マイナ救急で得られた情報が搬送先の病院で役に立つからこそ、この仕組みの本当の価値が生まれます。搬送先の医療機関との間で、情報共有の方法を決めるための具体的な話合いや連携訓練は行われているのでしょうか。また、この情報連携によって、この地域の救急搬送の受入れ体制がどのようによくなると見込んでいるのか、お考えをお聞かせください。

次に、最新の技術を活用した消防訓練の導入について。近年災害対策や防災教育の分野では、仮想現実、VRや拡張現実、ARを活用した訓練が広がりを見せています。一例を挙げますと、AR消火くんは、現場の火災を再現した映像をGoogleで体験しながら、実際の消火器と同様の操作を行うことができる訓練システムです。火の勢いや煙の広がりなどをリアルに再現し、引き金を引くタイミングや噴射の方向など、消火の一連の流れを体で覚えることができます。そして、Wi-Fi接続により、被訓練者が見ている映像をモニターで共有できるので、内蔵スピーカーから燃焼音や消火の効果音がリアルに聞こえます。

このシステムの大きな特徴は、屋内でも安全に訓練ができることです。実際の火や煙

を使わないため、天候に左右されず、季節を問わず訓練が可能です。また、火災訓練に伴う準備や片づけの手間も少なく、職員の負担軽減にもつながります。さらに、場所を選ばず実施できることから、庁舎や学校、福祉施設など、これまで訓練が難しかった場所でも手軽に体験できる利点があります。

消防署では、地域の防災訓練や企業、学校への指導も多く行われていると思いますが、こうしたAR技術を活用することで、より多くの住民が身近に初期消火の大切さや消火器の使い方を学ぶことができます。特に火を前にしたときの心理的な緊張感や判断力を安全に体験できる点は、従来の座学や映像学習にはない大きな効果があると感じています。

つきましては、こうしたAR消火訓練機材の導入や貸出し制度を検討し、地域防災力の向上に役立てていただきたいと思います。消防署として、デジタル技術を活用した次世代型の防災教育をどのように推進していくのか、見解を伺います。

新しいごみ処理施設の計画とごみ減量への連携についてお伺いします。先月、公明党十和田第一、第二地区合同でごみ焼却施設を、ふるさときらめき講座を通じて見学してまいりました。巨大なクレーンが地域の皆さんが分別したごみをつかみ、焼却炉に投入する様子を間近で見て、施設の重要性を改めて実感いたしました。24時間体制で稼働し、職員の方々が地域の生活を支えてくださっていることに感謝申し上げます。見学した党員の皆様は大変喜んで、見学は楽しかったとおっしゃっておりました。担当の方々に御礼申し上げます。

本年2月に開催された議員全員協議会において、新しいごみ焼却施設の整備に約255億円の大規模な事業費が見込まれていると発表されました。これは、今後数十年にわたり、広域事務組合が責任を持って運営していく非常に重要な投資であり、地域の未来を左右する計画です。

そこで、伺います。まず、この255億円という大きな事業費に見合う、環境にも財政にも優しい施設設計の考え方についてお尋ねします。ごみを燃やさないで効率よく処理する三豊市の施設や最新の技術を使う北九州市、日明工場といった進んだ地域の施設を視察してまいりました。単に老朽化した施設を更新するのではなく、最新の省エネ技術や熱エネルギーの有効活用など、将来的な維持管理コストを抑えながら、長く安心して使える施設にすることが重要です。今後の施設整備に当たり、どのような技術的目標や方向性を持って検討を進めていくのか、管理者のお考えを伺います。

次に、ごみの減量や資源化は構成市町村の所管ですが、施設を運営する立場から見た連携の在り方について伺います。広域事務組合として焼却施設の運転データや搬入実績などを構成市町村と共有し、分別やごみ減量の取組に役立てるなど、データ提供や技術的支援の面で協力できることがあるのではないのでしょうか。新施設建設を契機に、単にごみを処理するだけでなく、ごみを減らす流れを後押しする組合として、どのような連携をお考えか、管理者のお考えをお伺いいたします。

廃棄物処理施設におけるリチウムイオン電池混入による火災事故の防止についてお尋ねします。近年モバイルバッテリーや電子タバコ、手持ちの扇風機や小型家電などに内蔵されているリチウムイオン電池が原因となる火災事故が全国の廃棄物処理施設で多発し、深刻な問題になっております。電池が破碎されたり、高温にさらされたりすること

で発火し、焼却炉やごみピットの大規模火災につながるケースも報告されています。

十和田地域広域事務組合ごみ処理場は、構成市町村から搬入されたごみを安全に受け入れ、適切に処理することが使命であり、分別や住民啓発は各広域市町村の所管となっています。しかし、現場では、分別不十分なごみの搬入が避けられず、リチウムイオン電池の混入リスクは年々高まっています。こうした中で、職員の安全確保と施設の防災体制の強化は組合として喫緊の課題です。

まず、お伺いします。過去1年間で当処理場においてリチウムイオン電池の混入による発火または火災に至る一歩手前のヒヤリ・ハット事例は発生しているのでしょうか。また、搬入時や破碎前の点検作業において、職員の負担が増大していないか、現状をどのように把握されているのかお伺いいたします。

次に、火災防止対策についてお尋ねします。分別は市町村の役割とはいえ、処理場としては混入を前提としたリスク管理体制が不可欠です。どのような対策を取っているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小川洋平） 管理者。

○管理者（櫻田百合子） 氣田議員のご質問にお答えいたします。

私からは、新しいごみ処理施設計画の現在の状況についてお答えいたします。十和田ごみ焼却施設は、昭和60年3月の供用開始から築40年間が経過しましたが、今日まで適切な修繕を行ってきたことにより、自動燃焼データ処理装置の更新に係る費用等は必要となりましたが、全国的な例を見ますと、施設の平均的な耐用年数は一般的に20年から30年とされる中、ごみの焼却処理方式を採用している施設としては、全国に約1,000ある施設の中で古いほうから10番目の施設であり、今もなお現役で稼働を続けております。

しかしながら、一般的な耐用年数をはるかに超えた施設でありますことから、老朽化による焼却能力の低下や部品の調達が困難になってきていることは否めず、今後の対策を様々な観点から検討した結果、新しいごみ処理施設を建設することが最も経済的だという結果に至り、本年2月に開催いたしました議員全員協議会において説明したところでございます。

この中において、255億円という事業費は、あくまでも現施設と同規模の焼却施設を建設した場合の建設事業費を算出したものでございまして、減量化対策等、それらを反映させることによって、建設事業費はより圧縮できると見込んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、今年度は、国の事業採択の要件の一つである1人当たりごみの排出量の令和2年度実績値から16%削減させるごみの減量化対策を明記したごみ処理基本計画を構成市町村で策定中でございまして、今年度末には当組合に対して提示される予定となっております。

ごみの減量化は新しいごみ処理施設の規模決定を大きく左右するだけではなく、建設費はもちろんのこと、建設後の維持管理費に多大な影響を及ぼしますことから、構成市町村の負担が極力最少となるよう配慮しながら、慎重に決定しなければならないものと捉えております。

そのため、来年度からは、構成市町村の住民代表や担当職員、学識経験者などを委員とする検討委員会を設置いたしまして、ごみ処理施設の規模や処理能力と、その処理方式及び建設用地等を検討していくこととなりますが、ごみは資源、そして地産地消を念頭に置きながら、省エネルギー性や環境性などを向上できる技術の採用も視野に入れながら、持続可能なごみ処理行政を目指してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、事務局長等から答弁をいたします。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） 次に、構成市町村の連携についてのご質問にお答えいたします。

各構成市町村から排出されるごみの重量は、清掃特別会計に係る運営費の負担割合を大きく左右することから、ごみの処理費の圧縮の一助となるよう、構成市町村ごとの焼却施設の年間処理量及び排出量に加え、搬入された可燃ごみから生ごみ、紙類、プラスチック類等の構成割合を算出し、当組合が年1回開催する担当課長会議の際に情報提供を行っております。

そのほか、月ごとのごみの種類別搬出量及びリサイクル分別したデータは、毎月開催する清掃事務担当者会議の場で提供し、情報共有を行っております。また、今年度構成市町村において策定を進めておりますごみ処理基本計画の検討に当たっては、必要となるデータの提供など、連携、協力を行っているところであります。

このように、当組合といたしましても、1人当たりのごみの排出量を令和2年度実績比16%削減の目標達成に向けて、構成市町村とともに知恵を出し合い、広域住民に対して意識づけできるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、リチウムイオン電池による発火やヒヤリ・ハットの事例の発生についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、使用済みリチウムイオン電池の廃棄方法の誤りによるごみ処理施設内での発火や火災の事故がリチウムイオン電池を使用した製品の増加と比例するように近年増加傾向にありまして、環境省によりますと、全国のごみ処理施設では、令和5年度で約2万1,000件の火災や発火が発生しており、被害総額は約108億円となっております。

こうした中、当組合施設においては、リチウムイオン電池混入による発火及びヒヤリ・ハットの事例の発生は過去1年間はもとより、今年度も現在まで発生はしておりません。

当組合では、リチウムイオン電池は不燃ごみとして収集を行い、搬入されたごみ袋は、従来から粗大ごみ施設内で破砕機に投入する前に現場作業員の手作業によってごみ袋から取り出し、その後選別を行い、リチウムイオン電池が紛れ込んでいれば取り除いてから不燃ごみの破砕処理を行っております。

議員ご指摘のとおり、現場作業員の手による分別作業は時間と労力を要しているのは事実でございますけれども、きめ細かい作業ができるため、発火事故の発生を未然に防いでいるものと捉えております。

次に、当組合施設の火災防止対策についてお答えいたします。粗大ごみ処理施設内には監視カメラを12台設置しており、制御室からモニターによる監視を作業中は常に行

っているほか、可燃ガス検知器を1台設置しております。

当組合の特徴的な取組として、先ほど申し上げた現場作業員による分別作業により、リチウムイオン電池を取り除きながら破碎処理を行っておりますので、火災が発生する可能性は低くなっておりますが、仮に選別作業で見落とされたリチウムイオン電池等による火災が発生した場合には、警報が作動し、初期消火が可能な火災防止対策を取っております。また、施設内には、消火栓や消火器の設置はもちろんのこと、ごみ処理施設維持管理受託者による自主防火訓練を年に1度実施するなど、火災による粗大ごみ処理施設の運営に支障を来さぬよう、適正な火災防止管理を行っております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（川村博秀） マイナ救急の現在の状況と体制についてのご質問にお答えいたします。

議員ご発言のとおり、マイナ救急は救急現場において円滑な医療機関の選定やスムーズな診察などが可能となることが期待されている取組です。具体的には、救急隊が傷病者の健康保険証利用登録済みマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を活用し、傷病者の受診歴や処方薬などといった医療情報を取得して行う救急活動であり、総務省消防庁のマイナ救急実証事業として令和7年10月1日から当消防本部を含めた全国消防本部全720消防本部で一斉に利用が開始されたところでございます。

マイナ救急を運用するためには、タブレット端末やカードリーダーといった機材が必要となりますが、現在の状況は当消防本部が所有する5台の救急車全てに機材を搭載し、運用を行っているところであります。

このタブレット端末等の機材は、総務省消防庁より無償貸与されておりますが、来年度以降は通信費などのランニングコストが各消防本部の負担となり、当消防本部ではタブレット端末1台につき年間約14万円の通信費が必要になってくるものと見込んでおります。

次に、隊員への研修体制についてのご質問にお答えいたします。隊員への教育につきましては、運用開始前の令和7年8月に総務省消防庁が示しているガイドラインに基づき、運用手順やセキュリティに対する実務研修を実施しております。特に安全に個人情報管理するため、運用に当たってはセキュリティ用のアカウントIDとパスワードを救急救命士33名に対して個別に付与し、取得した傷病者の個人情報はその都度消去して情報漏えい防止を図っております。

次に、現場での運用上の課題につきましては、電波が届かない場所、マイナンバーカードを所持していない、保険証として利用登録されていないため、マイナ救急システムそのものを使用できないことなどが挙げられます。この場合、従来の救急活動となり、本人や家族、付き添いの方から健康状態やかかりつけ医などの情報を聴取したり、お薬手帳や救急医療情報キットで確認し、救急活動を行うこととなります。

そのため、119番通報時にマイナンバーカードの準備をお願いしたり救急車に広報用のステッカーを貼るほか、広報紙により普及啓発に努めているところであります。

次に、医療機関との連携や訓練についてのご質問にお答えいたします。医療機関に対しましては、令和7年10月1日からの運用開始に伴い、令和7年8月に総務省消防庁

の運用手順に基づき説明しております。マイナ救急の目的は、救急業務の円滑化を目的としているもので、得られた情報の伝達及び共有は、従来どおり救急車内の携帯電話や画像伝送ができる医療関係者間のコミュニケーションアプリ J o i n を活用し行っておりますので、医療機関との連携については今までと変わりなく連携訓練が必要な状況は生じておりません。

次に、情報連携によって医療機関における傷病者の受入れ体制の向上についてのご質問にお答えいたします。マイナ救急による情報連携によって、救急現場から傷病者の氏名、生年月日、病歴、薬の処方歴のほか、かかりつけ医などといった個人情報や搬送先の医療機関へ詳細に提供されることで、搬送先では治療の事前準備が可能となり、より迅速で適切な処置につながっているものと考えています。

次に、デジタル技術を活用した次世代型の防災教育の推進についてお答えいたします。議員ご提案のAR消火訓練機材は、現実世界にデジタル情報を重ね合わせて表示して、火災のイメージを臨場感ある映像で今いる場所で現実さながらの火災状況を手軽で安全かつ効果的に再現できるもので、防災意識や危機意識の向上を目的とした機材であると承知しております。

現在当消防本部では、水消火器10本と模擬消火訓練装置1台を活用し、学校や福祉施設などで指導を行っておりますが、令和6年度中に各事業所から報告された消火訓練を含む事業所独自の消防訓練は872事業所に及び、そのうち消防職員が立ち会ったのは156事業所、さらに水消火器を使用した訓練は36事業所にとどまっているのが現状であります。

こうしたことから、まずは現在当消防本部が所有しております水消火器と模擬消火訓練装置を活用して、初期消火の重要性を広く周知するとともに、消火器放水体験の機会を積極的に増やすことを最優先とし、地域全体の防災力の向上を図ってまいります。

あわせて、全国におけるAR消火訓練機材等の活用と、その効果の調査を行い、費用対効果の観点から導入の必要性について検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） ご答弁ありがとうございました。まず、マイナ救急についてですが、再質問はございませんが、要望でございます。当消防本部において全5台の救急車への配備が完了し、運用が始まっていること、大変心強く感じます。また、令和8年度からは、通信費等のランニングコストが組合負担となるとのことですが、それ以上の命を守る効果が発揮されるよう、適正な運用を期待いたします。また、このシステムは、住民がマイナンバーカードを健康保険証として登録していて、かつ携帯していなければ機能しません。いざというときにスムーズに活用できるよう、先ほどの答弁にもございました広報紙や、またステッカーだけではなく、あらゆる機会を通じて住民の皆様への周知啓発を粘り強く続けていただけるよう要望いたします。

次に、ARを活用した訓練についてです。まずは、既存の水消火器の活用を最優先するということで、消火体験の機会を増やすという方針は理解いたしました。ご答弁にもありましたとおり、実際の訓練で水消火器が使われている割合はまだ低いのが現状でございます。天候や場所に左右されず、またゲーム感覚で、若い世代の方とか子供たちの

防災意識を高められるこのAR技術、将来の地域防災にとって非常に有効なツールになり得ると考えております。調査、検討にとどまらず、ぜひ前向きにデジタル技術を取り入れた新しい防災教育の形を導入していただきますよう要望いたします。

最後に、消防職員の皆様におかれましては、日夜緊張感の中で地域の安全を守っていただいていることに深く敬意を表します。今後とも住民が安心して暮らせる地域づくりのためにご尽力をお願い申し上げ、消防への質問を終わります。よろしくお願いいたします。

次に、ごみ処理施設について。確認の意味でお聞きいたします。新しいごみ処理施設の規模、また処理能力、処理方法などはまだ決まっておらず、令和8年度に検討するというところでよろしいのでしょうか。また、具体的な省エネ技術なども今後検討していくというところでよろしいのでしょうか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和8年度は、構成市町村から提出されるごみ処理基本計画を基に、当組合で施設規模や処理方式を盛り込んだ新ごみ処理施設整備基本構想を策定する予定としております。また、検討委員会は、年3回から4回程度開催する予定とし、その中で処理方式の検討も行うことによって具体的な省エネ技術の目標、資源化の目標値が徐々に見えてくるものと考えております。処理方式によって発生する副産物の種類も変わってきますことから、今の段階では具体的な指標等申し上げることはできませんが、まずはごみの減量化対策によって、現ごみ処理施設の規模よりもよりコンパクトな施設の建設を目指してまいりたいと考えております。

また、先般の議員全員協議会では、建設事業費約255億円とご説明いたしましたけれども、先ほどの管理者答弁にもございましたが、現施設と同等の処理施設と処理能力で焼却施設を建設した場合の建設事業費を算出した金額であり、コンパクトな施設の建設が実現できれば、建設費はさらに圧縮できるものと見込んでおり、現時点でのスケジュールでは令和9年度中には概算額等をお知らせできるものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） ありがとうございます。これからということでございます。三豊市のような先進的な事例も見てきました。すごくインパクトがある、燃やさない施設を見ていて、皆さん一緒に行ったのですけれども、本当にこういうことができるのかと、できればいいなというふうに皆さんおっしゃってございました。でも、その技術や地域特性など、大きなハードルがあるということも存じておりますが、単なる今回の更新ではなく、次世代に過度な負担を残さないためにも、答弁にもありました施設のコンパクト化、また建設費の圧縮は必須の課題でございます。令和8年度からの基本構想策定においても、環境性能はもちろんのこと、財政面でも持続可能な地域の未来を切り開く施設の実現を強く期待いたします。

次に、リチウムイオン電池についてです。住民の方が、例えば不燃ごみ、燃えないごみとして出した場合、このリチウムイオン電池、最終的にどのように処理されているのでしょうか、またこれをごみに出さないで、引き取ってくれる窓口はあるのでしょうか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在当組合管内で不要となったリチウムイオン電池の処分の方法としては、二通りございます。まず、1つ目は、当組合に不燃ごみとして出す方法であり、この場合当組合ではリサイクルを目的として回収しているわけではないので、絶縁処理作業を行った後、当組合所有の五戸第二最終処分場へ埋立処分をすることとなります。

2つ目は、全国的にリチウムイオン電池をリサイクルを目的として回収している一般社団法人、ローマ字となりますが、JBR Cという団体へ依頼する方法で、この団体を通して市町村や電気製品販売店などが設置した回収拠点に出せば、無償で回収を行っております。広域管内では、十和田市役所をはじめ、電気製品販売店など14の回収拠点がございますので、こちらを活用いただいた場合は資源の有効利用促進につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） 燃えないごみとして出した場合は、埋立てされるという、これはちょっとショッキングな、埋立てするのも限りがあるでしょうから、できるだけ埋立てしないように窓口を通していきたいなと思いました。

次に、仮にリチウムイオン電池が可燃ごみに混入されていた場合、どのように処理されて、またどのような影響があるのでしょうか。また、混入させないための対策などがありましたらお知らせください。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

収集した可燃ごみにリチウムイオン電池が混入している場合、ごみ袋の内容物の確認ができませんので、そのまま焼却炉に投入されることとなります。これが起因して焼却施設の火災に発展するおそれはないものと考えますが、焼却炉内部で小爆発や破裂等を起こしている可能性があり、この場合焼却炉内部に悪影響を及ぼすことから、構成市町村と連携し、適正なごみの分別と排出について周知を図ってまいりたいと考えております。

また、現在リチウムイオン電池の適正な廃棄処分を含めた安全な処理体制の構築など、国が各自治体に働きかけを始めていることから、今後国の方針が決定するものと捉えておりますので、当組合といたしましても構成市町村とともに国の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） ありがとうございます。リチウムイオン電池がどういうものなのかわからない方もたくさんいらっしゃると思います。最近、イヤホンとか、そういったものもリチウムイオン電池が使われておりました。リチウムイオン電池につきまして、先ほど答弁がありましたリサイクルマップなども14か所の回収拠点があるということでした。私もこれを知らなかったのですが、この情報がまだまだやっぱり十分に浸透していないと感じております。火災事故を未然に防ぐためにも、広域と各市町村が協力して、住

民への周知徹底を強力に進めていただきたいと要望いたします。現場で働く方々の安全を第一に、副管理者の皆様方、今日いっぱいいらっしゃっております副管理者方の皆さんを含めた組織全体でしっかりと守っていただくことをお願いいたしまして、私の全ての一般質問を終わります。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○議長（小川洋平） 以上で氣田量子議員の質問を終わります。

次に、14番戸来伝議員。

○14番（戸来 伝） 私たちの十和田地域広域事務組合は、十和田市と3町1村が連携し、広域性の高い事業をやっております。広域という特性上、その事務管理を伝法寺の庁舎で一括してやっております。5つの自治体からお金と人を出し合って、様々な事業をこなすわけですから、難しいことがたくさんあります。だからといって、事故や事件があつてよいわけではありませんが、十和田地域広域事務組合では昨今いわゆる不祥事が立て続けに起きております。最終的には、櫻田百合子管理者の責任ですが、それを監視するのは私たち議員の役目です。

今日は、大きく2つを質問いたします。1つ目は、適切な業務遂行と管理者の責任です。2つ目は、私が2月の議会で指摘した事柄のその後についてです。

まず、適切な業務の遂行について、職員はたくさんの事務処理を行います。何よりも大切なことは、正しく、早くです。これまでも問題がある事案を指摘しましたが、先般の全員協議会では、書類を机に隠して処理を怠り、課長や補佐が罰を受けた案件を審議しました。その後、消防署のほうでもおかしな案件があつたとの話も聞いております。

そこで、お聞きをいたします。金銭処理や事務管理において、不適切な事案が起きていませんか。あつたら手短にお聞かせください。

時間外勤務、いわゆる残業ですが、管理者は職員に割り当てた仕事が時間内に終わるよう指導し、管理をします。時間内に終わらず残業する場合は、申出をして管理者が許可をします。翌日には時間外の仕事について報告を受け、改善指導をするものです。そういう仕組みなのですが、広域事務組合ではこれまで何度も不適切な時間外勤務が問題になりました。休日管理についても同様です。特定の職員に起因することかと思いきや新しい職員になつた後も起きていませんか。

そこで、お聞きをします。時間外勤務や休日管理について、適切に行われているかどうかお聞かせください。

一口に不祥事といっても様々です。組織によって定義も様々ですし、公表する、しないの基準も様々です。その辺り、市民から聞かれても、私は答えることができません。櫻田管理者は分かりますか。前の管理者から引き継ぎをしましたか。不祥事の公表基準は分かりやすくあるべきだと思います。

そこで、お聞きをいたします。いわゆる不祥事の公表基準についてお聞かせください。

一昔前でしたら、事務作業は机に書類を広げ、ペンと電卓と電話でしたから、何の仕事をしているのか、どんな進み具合なのか、それとなく分かつたものです。今は、まずパソコンを立ち上げ、ほとんどキーボードをいじっています。相手とのやり取りもメールです。端から見ただけでは、何をやっているのか分かりません。報告、連絡、相談、いわゆるハウレンソウも以前とはさま変わりです。私は、やりにくい時代だと感じますが、皆さんはどうですか。

そこで、お聞きをします。事務組合の管理者は、職員の仕事をどう管理し、どんな指示を出していますか。

質問の2つ目は、これまでの振り返りです。私は、2月議会で3つの質問をしましたが、答弁はいずれも不十分なものでした。櫻田管理者が着任早々でしたので、ある意味やむを得ない面もあります。あれから9か月たちました。田村副管理者の指導を受けて、櫻田管理者も十分勉強したと思いますので、ご自身の考えをお聞かせください。

1つは、十和田最終処分場について。

1つは、六戸の衛生センターの諸問題について。

1つは、野崎にある火葬場の諸問題について。

質問は以上であります。

なお、再質問もありますので、答弁は簡潔にお願いをいたします。

○議長（小川洋平） 管理者。

○管理者（櫻田百合子） 戸来議員のご質問にお答えいたします。

私からは、職員の管理に関することにお答えいたします。議員ご承知のとおり、今年5月28日に開催されました議員全員協議会において、令和6年度に不適切な事務処理が3件あり、そのうち1件は、特に社会影響の大きい事案と判断いたしまして、令和7年3月31日に公表を行ったことを報告いたしました。

今年度は、管理職員を刷新し業務に取り組んでいるほか、チェック機能の強化、情報共有の徹底などを指示し、組織全体で意識改革を図っているところでございます。また、7月22日には、十和田市において当組合職員を含む市の全ての管理職員を対象とした不適正事務等再発防止に向けた研修を実施し、住民の皆様の信頼を損なうことのないよう訓告しております。

今後は、職員数の増員も視野に入れながら、そしてコミュニケーションや相談体制の組織の強化を図り、公正かつ効率的な行政運営の実現に向け取り組んでまいりたい、そのように考えております。

その他のご質問につきましては、事務局長等から答弁をいたします。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） 金銭処理や事務管理において不適切な事案はないのかのご質問についてお答えいたします。

先ほど櫻田管理者からご答弁申し上げたとおり、今年度は新体制の下、チェック機能の強化、情報共有を徹底し、組織全体で意識改革を図っているところであります。

こうした中、令和7年5月28日の議員全員協議会で報告しました3月に発生した不適切な事務処理の件につきましては、今年度に入り改めて事務の完結に向けて処理していたところ、これに関連する不適切な事務処理行為が新たに認められております。

再発防止に向け取り組んでいる中において非常に心苦しく思っておりますが、事務処理を完結させる中で処理内容をしっかりとチェックしたことにより判明した事案と捉えておりますので、今後も冒頭で申し上げました再発防止策を徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。

次に、時間外勤務や休日管理についてのご質問にお答えいたします。職員の時間外勤務並びに休暇については、十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条

例と同規則に基づき運用しております。

今年度の時間外勤務時間数について、一般会計において最も多く時間外勤務を行った職員で4月は41時間、5月は19時間、6月は48時間、7月は15時間、8月は12時間、9月は23時間、10月は22時間となっております。また、休日勤務時間数については、同じく最も多く勤務を行った職員で4月は9時間、5月は2名おり、ともに8時間、6月は31時間、7月は2名おり、ともに8時間、8月から10月はいずれも8時間となっております。昨年と比べ平日は132時間、休日は47時間多い状況であり、春先に時間外勤務が集中しているのは、人事異動に伴う給与等支払い額の変更作業や、令和7年3月に突発的に発生してしまった給与等の支払い誤りの是正に関する業務を行ったことによります。

管理方法については、勤務を要する場合は事前に申請し、事務局次長の決裁を受けた上で勤務し、勤務終了後は速やかに復命を行い、業務の実施状況や出退勤時間を確認するなど、適切な管理を行っております。

次に、不祥事の公表基準についてのご質問にお答えいたします。不祥事の公表は、十和田地域広域事務組合職員の懲戒処分の基準及び公表に関する要綱第4条及び第5条に基づき行っております。具体的には、免職、停職及び社会影響の大きい事案については事案の概要、所属、職、年齢及び性別、処分年月日、処分の内容を懲戒処分を行った後速やかに公表するものとし、それ以外の事案については、事案の種別、処分年月日、処分の内容を一定期間ごと一括して公表するものとし、当組合では例年12月に構成市町村の掲示場及び当組合ホームページ上で「人事行政の運営等の状況の公表」と題して公表を行っております。

次に、十和田最終処分場についてのご質問にお答えいたします。令和7年第1回定例会の答弁と重複はいたしますが、十和田最終処分場は昭和59年5月の供用開始から焼却灰などの埋立てを行い、令和2年8月を最後に埋立ては終了しており、現在廃止に向け事務の進められているところです。具体的には、今年6月18日、県の担当課となります青森県資源循環推進課と廃止に向け協議を行い、最終に用いる覆土は購入土である必要はなく、通常は公共工事等によって発生する建設発生土、いわゆる残土を用いることが多いとのご助言をいただきました。

これを受け、建設発生土を確保するため、国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所や青森県上北県土整備事務所などに打診し、現在のところ覆土に必要と見込む約1万立方メートルのうち8割の建設発生土を無償で確保する見通しとなりました。

なお、前事務局長が令和7年第1回定例会で答弁いたしました覆土に要する費用の概算額2,500万円につきましては、覆土を購入した際の土そのものの金額を発言したものと捉えております。先ほど申し上げましたとおり、建設発生土は無償で確保する見通しとなりましたが、運搬や敷きならし作業で約3,000万円程度要するものと見込んでおります。

今後のスケジュールは、今年度は地下水の水質検査を含む廃止基準適合事前調査、令和8年度は測量及び覆土、令和9年度には最終覆土を終えた後、県知事に埋立処分終了の届出を提出し、令和11年度まで水質検査等の廃止基準調査を行い、問題がなければ廃止となる予定でございます。

建設発生土の活用等一定程度のめどが立ったことと、地下水の水質調査においてもpHやBOD等43項目にわたり測定しておりますが、地下水、浸出水とも全て廃止基準値を満たしていることから、当初予定していた廃止年度も2年前倒しで廃止できる見込みとなっております。

次に、旧六戸衛生センターについてのご質問にお答えいたします。旧六戸衛生センターは、令和3年3月31日をもって廃止し、同年の7月に建物の中にあります槽に残った汚泥や配管内の清掃を実施したところであります。

私も事務局次長とともに7月に点検蓋から汚泥槽を確認しましたが、経年による雨水の浸入による水のたまりは見えましたけれども、汚泥そのものは確認されませんでした。

施設の利活用につきましては、現在まで施設の利用に関心を示した事業者が2社ございましたが、いずれも進展には至りませんでした。

このことから、施設の利活用について構成市町村への依頼を継続するとともに、解体を行うことも一つの選択肢として、今後も構成市町村と協議、検討してまいりたいと考えております。

次に、十和田地域広域斎苑、いわゆる火葬場についてのご質問にお答えいたします。現在火葬場は、株式会社協同サービスが令和6年4月1日から令和11年3月31日を指定管理期間とし運営を行っております。

議員ご発言の収骨が始まる前にもかかわらず施設職員より参列者に対し待合室から出るようにとの発言があった件について、指定管理者を通じ調査したところ、葬祭を請け負った事業者の職員による発言であったこととの報告を受けたところであります。

これを受け、当該葬祭事業者に対し、令和7年3月に口頭にて厳重注意を行い、現在は改善されているとの報告を指定管理者から受けております。

いずれにいたしましても、最後のお別れに際し心を痛められているご遺族に対する言動としてはふさわしくなかったと思っておりますので、今後は指定管理者に対し指導監督を徹底し、再発防止に努めてまいります。

次に、冷蔵霊安室の導入についてお答えいたします。令和7年7月8日に三沢市の火葬場を視察し、施設状況の確認を行った結果、この装置はいわゆる冷蔵庫であり、棺ごと中に入れ冷蔵する方式で、移動できるようキャスターを備えており、使用する前に電源を入れているとのことでした。当組合の火葬場へ冷蔵霊安室を導入するに当たり、施設の定期修繕を行っている事業者にアドバイスをいただいたところ、専用コンセントの設置は必要になりますが、大規模な改修は不要であるとの見解が出されました。

こうしたことから、霊安室の利用状況は横ばいですが、近年の火葬件数は増加しており、今後も少子高齢化の加速と比例するように、身寄りのない方が多くなることが想定されることと、年々気温が上昇している昨今の気象条件を踏まえ、冷蔵霊安室の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） まず、答弁ありがとうございました。私から、不祥事に関して5月を含めて説明があったのだけれども、3件ほどあった。しかし、いっぱいあるから何が何でもこの部分がこうだと確認するだけでも難しいです。須田山局長がなってから、

そういうふうな処罰の経緯は何かありましたか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしました不適切な事務処理の概要は、令和7年5月28日の議員全員協議会で報告いたしました、今年3月に発生した不適切な事務処理の一つに令和5年度の職員の給与改正に係る差額について、令和6年3月に支給した際に支給率を見落とす過少支給をしていたため、改めて正規の支給率に訂正し、令和7年3月28日に追給した件がございました。今年度に入り、これらの不適切な事務処理の完結に向けて事務を進めておりましたところ、3月28日に差額支給した際に、所得税や青森県市町村職員共済組合の掛金を控除せずに支給していた事案がございました。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） それは、私が思っている令和5年度の年末調整、あるいは個人情報なくしたという事案ですか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

個人情報の紛失というのは、私ちょっと承知しておりません。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 消防のほうの多分年末調整だと思うのですが、それを紛失したというのは個人情報をなくしたという類いではないのですか。それを今日まで議論をして懲罰委員会を開いたとかというのではないのですか。違ったら違ったら。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

年末調整に対して消防職員の個人情報を紛失した、そういう件ではなくて、違うものでございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 私が知り得た情報では、こういうのもあるのです。今言ったようなことがあるのだけれども、それは懲罰委員会にかかるような事案ではないという解釈でよろしいですか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご発言のそういう事案そのものが、私ども把握しておりませんので何とも言えませんが、それが事実であれば、またそういうちょっと不適切な事務処理のほうには該当するかと思いますけれども、何とも今のところはちょっとお答えできません。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 私、前の消防長からも聞いているのです。そういうふうなのがあったのではないのと。それをでは今現在懲罰委員会とか、審議していないということか。

それともさっき私に答弁した5月28日の全協に全部そのことを含めてかかっているとうことですか。懲罰委員会に全くかかっていないということですか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご発言の件につきましては、こちらのほうは対象とせずに、懲戒等委員会は開催して、処分量定は決定しております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） では、このところはまずよしとします。

私の情報の中に入ってきたのは、今年の初めに六戸の消防職員が亡くなったんです。聞こえてきたのが、広域事務組合に書類出したけど一向に返ってこない、そういう話があったのだけれども、そういう事実がありますか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、令和7年1月に消防署員が亡くなり、翌2月に遺族から受理した遺族厚生年金の請求書類を速やかに提出せず、4か月以上経過してから青森県市町村職員共済組合へ送付した不適切な事務処理があったことは事実でございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 不適切な事案があった。その後どういうふうな解決をしたのですか。いつ頃、家族に対して、処理終わらせましたか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

遺族厚生年金請求の遅れは発生してしまいましたけれども、幸いにして遺族厚生年金は遡及して受給決定が行われ、受給額には影響はなく、実害は発生しておりませんけれども、子を3人養う遺族の心理的な不安と組合に対する不信感といいますか、そういうものは計り知れないものがあつたと心中を察しております。先月、10月31日に遺族のお宅へ訪問して、支給まで遅れてしまった経緯等説明しておわび申し上げてきたところでございます。

以上でございます。

○14番（戸来 伝） 今先月と言いましたか。

○事務局長（須田山昭仁） はい。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 2月の家族からの書類を提出したのを先月ということはないでしょう。そうすると、何か月、それこそ机の中に隠していたのか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

青森県市町村職員共済組合へ提出するまでの期間は4か月ございました。その後、通常であれば、支給決定まで共済組合のほうでも審査は4か月から5か月程度要するとなっております。ですので、実際に遅れた期間といいますか、そちらのほうは4か月にな

ります。受給決定がなされて、先月の10月の15日に初めて2月から9月分までの遺族厚生年金が遺族の方の口座に振り込まれたのを確認して、その後それを見届けましたので、10月31日にご遺族の自宅に私と次長で伺っておわび申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 局長、今遺族の方におわびを申し上げてきたと言ったが、おわびを申し上げる問題があったのですか。遅れたことに対しておわびを申し上げたわけでしょう。どういうことかという、私はその人は常習的にいろんなことの問題がある、自分の机の中に隠しているという職員らしい。だから、こういうことが起きているのです。今あなたの言葉を聞けば、申請するのに4か月、結論出すのに4か月、何も問題ないような支給の仕方をしているように聞こえるけれども、なら何も私言うことないわけ。私はそう思う。だけれども、その職員は、やっぱり机の中に隠しておいて、何回か家族に言われて、改めてそういうふうな問題を今あなたたちが処理したというふうに私は感じるのだけれども、私を感じるのに間違いありませんか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

4か月と申しますのは、遺族の方から申請書類を受領して、その後すぐに中身を確認して、共済組合に送達すればよかったですけれども、4か月机の中なのかどうか、それはちょっと把握はしておりませんが、そういう事務の処理の怠りがあったと。その後、共済組合のほうで4か月の申請の審査をして、10月に支払われたという格好になりますので、実質は4か月事務の遅れを発生させてしまったものでございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 今聞けば、やっぱり4か月ぐらい机の中に隠していたのでしょうか。それは、隠しているわけでしょう。それをやっぱりいさめないで、今までも例えば6か月の減給した職員がそういうふうなことをまたやるということは、病的ではないのですか。そういうのをいさめないで、広域事務組合の職員だということによってやっぱり仕事させること自体が私はおかしいと思うのです。その辺はどうですか、管理者。

○議長（小川洋平） 副管理者。

○副管理者（田村和久） お答えいたします。

議員のご指摘の部分につきましては、10月の29日という……28日にまず審査会を行いまして、それは懲戒の審査という中で、今の事案の部分の量定を決定する際に、その事案についても考慮して処分は行ってはおります。その中においては、昨年の3月、もともと支払い遅延とか、そういった指摘の部分をいわゆる処理するために、今年度に入ってから様々、残業もしながらですけれども、リカバリーするということで進めていたわけで、この書類がいわゆる提出が遅れたのも2月、いわゆるちょうど作業が非常に重なっているところの中の一連の関連する事務の遅れというふうな形で私どもは判断しておりまして、それらを併せ持って処分を10月の29日に決定しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 併せ持って処分を決定していると言っているけれども、小出しにばかりやっているのではないですか。私が言っていることも理解できないでそういう答弁ばかりしていれば、私はもっと大きな問題に発展すると思います。では、私一つの例を挙げますよ。過去のことです。その職員が、広域事務組合の職員になって、数千万円をある副管理者の口座に振り込んだという話を私聞いたことあるのです。そういう事実がありますか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

いつの事案なのかちょっと把握できておりませんのでお答えは控えます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） おいらせ町の成田副管理者、そういうふうなことがあったこと記憶にありますか。

○議長（小川洋平） 成田副管理者。

○副管理者（成田 隆） 副管理者、成田です。全く記憶にありません。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 五戸町の若宮副管理者、そういう事実があったことの記憶ありますか。

○議長（小川洋平） 若宮副管理者。

○副管理者（若宮佳一） 五戸町長の若宮です。記憶にあるというか、そういう事案はあったものと私は思っております。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 今2人から聞きました。あとの副管理者は、今なったので、恐らくそういう記憶もないと思います。私の知るところによれば、今五戸の町長がそういう事案があったと言いました。五戸の町長の個人の口座だと思うのだけれども、数千万、3,000万も超えるような金額が振り込まれたことがあるそうです。今あるという話を聞きました。それは、何でそういう不祥事がありながら今まで隠してきたのか、当時のと言えればおかしいけれども、一緒に働いている職員の人、それ説明できる人いませんか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、把握していない事実ということですが、組合職員もそこまで把握しているかどうかはちょっと分かりかねます。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 今居る人で分からないの。当時この職員と一緒に働いた人だったら分かると思うのです。いわゆるそうやって送って回収しなければいけないでしょう。大体送るにしたって数千万です。何のために、どういうふうな支払い業務があつてそれでやったかというのまで我々は知らないで今日までいるのです。それ当時一緒に働いて

いて答弁できる人はいないのでですか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（須田山昭仁） ただいまのご質問にお答えいたします。

すみません、後ほど事実確認と突き合わせしてご報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 局長、やっぱりそれ最初にやった出来事なんだよ。最初にやった出来事。それから、いろんな月日を経ていろんなことをやって、この前の我々に報告した6か月の減給とか、まだあると思うのです。だけれども、私が言いたいのは、その職員はやっぱり自分の職域というか、職員としての自覚が足りな過ぎるのです。私のところに聞こえてくる言葉は、勤務中にパソコンで漫画見ているのです。それは、誰から聞こえてくると思うの。そこに入出入りする業者から聞こえてくるんだよ。あり得る。そうしたら、今新しく行った局長と次長とそういうのを見ていないということ。そういう些細なことからいろんなことが起きていると思うのです。私は、今言った五戸の町長のところに三千数百万振り込まれたのが発端なのです。そういうのも広域事務組合で隠し通してきているから、今こういうふうないろんなことが行われている。それが正しい、素晴らしい職員だと言って、小出しに、懲罰委員会開いて収めようとしている、私は広域事務組合がおかしいと思う。全部を洗い出してやっぱり進むべきではないですか。

監査委員にちょっと聞くけれども、あなた監査報告しているけれども、そういうふうな事案全然分からないでしょう。でも、一連の事務方のミスがいっぱいある。そういうのもあなたの立場で精査をして、私らに報告できるようにしてください。これは、あなたの立場だか、管理者の立場だか分からないけれども、そういうふうなことしないと、これからの広域事務組合というのは信頼を失う大変なことだと思うのです。その件はそれで終わります。

あとは、先ほど前の2月議会で話ししたのを局長からいろいろ答弁聞きました。一生懸命やっていたのは分かりました。最終処分についての考え方、国、県から残土を、残土は工事費に含まれると思うのです、まず。そうすると、持っていくところでまた3,000万かけるのではなくて、工事費に含まれた分で最終処分というところがありますよ、使ってください。というようにゼロ円で済むと思うのです。できればそういうふうな進め方で広域事務組合から3,000万支給しないでやれる方法を探してみてください。

それから、旧衛生センターはこれからの課題です。早めに課題を捉えてやってください。

あと、火葬場に対しては、今いろいろ聞きました。やっぱり私がなんで質問として捉えたかということ、やっぱり身寄りのない人が、普通だと3日か4日で火葬できるそうだけど、身寄りのない人だと安置して、身寄りを探したり、そういうふうな対応をしなければということなのですから、早めに、調査研究するのではなく、早めにそういうふうなことをやる。何ぼもかからないそうですから、よろしくお願いをしたいと思います。

そんなことをお願いをして、終わります。

○議長（小川洋平） 以上で戸来伝議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第4 認定第1号 令和6年度十和田地域広域事務組合一般会計
歳入歳出決算の認定について～日程第21 同意第2号 十和田地域
広域事務組合教育委員会委員の任命について

○議長（小川洋平） 日程第4、認定第1号 令和6年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第21、同意第2号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命についてまでの認定8件、議案9件、同意1件を一括上程します。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

櫻田管理者。

○管理者（櫻田百合子） 令和7年第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案についてその概要をご説明申し上げます。

認定第1号の令和6年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額7,265万円に対し、歳入決算額7,268万5,988円、歳出決算額7,120万2,322円で、歳入歳出差引額の148万3,666円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第2号の令和6年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額18億4,024万8,000円に対し、歳入決算額18億4,185万6,853円、歳出決算額18億2,009万6,173円で、歳入歳出差引額の2,176万680円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第3号の令和6年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額6億977万3,000円に対し、歳入決算額5億9,687万4,886円、歳出決算額5億9,424万4,914円で、歳入歳出差引額の262万9,972円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第4号の令和6年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額13億2,938万3,000円に対し、歳入決算額13億6,980万4,543円、歳出決算額12億6,754万4,819円で、歳入歳出差引額の1億225万9,724円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第5号の令和6年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額1億7,001万1,000円に対し、歳入決算額1億7,000万1,404円、歳出決算額1億6,747万3,429円で、歳入歳出差引額の252万7,975円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第6号の令和6年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額6,834万6,000円に対し、歳入決算額6,961万1,375円、歳出決算額6,710万8,496円で、歳入歳出差引額の250万2,879円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第7号の令和6年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額1億1,296万2,000円に対し、歳入決算額1億1,302万4,087円、歳出決算額1億118万

9, 422円で、歳入歳出差引額の1, 183万4, 665円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第8号の令和6年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額8, 858万8, 000円に対し、歳入決算額8, 858万8, 004円、歳出決算額8, 033万4, 216円で、歳入歳出差引額の825万3, 788円は翌年度へ繰り越すことになりました。

議案第21号から議案第28号までの令和7年度十和田地域広域事務組合各会計補正予算については、令和6年度の決算に伴う繰越金を計上し、基金の積立て及び市町村負担金等を減額したほか、所要額を計上したものであります。

議案第21号の令和7年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ8万1, 000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は7, 303万6, 000円となりました。歳出については、事務用プリンタの老朽化に伴う庁用備品費の補正であります。

議案第22号の令和7年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1, 416万9, 000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は20億5, 187万4, 000円となりました。歳出の主なものについては、基金の積立てを追加したものであります。地方債の補正については、消防施設整備事業全国瞬時警報システムJアラート受信設備更新の見込額を計上いたしました。

議案第23号の令和7年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1万9, 000円を減額いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は6億7, 895万1, 000円となりました。歳出については、金利変動に伴う厨房設備整備基金積立金の補正であります。

議案第24号の令和7年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億239万3, 000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は13億3, 816万3, 000円となりました。歳出については、基金の積立てを追加したものであります。債務負担行為の補正については、DCS自動燃焼データ処理装置更新事業の見込額を計上いたしました。

議案第25号の令和7年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ90万4, 000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は1億7, 908万1, 000円となりました。歳出については、金利変動に伴う長期債支払利子の補正であります。

議案第26号、議案第27号及び議案第28号の令和7年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計、令和7年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計及び令和7年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計の各補正予算（第1号）については、歳入の組替えをいたしました。

議案第29号の十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、国からの火災予防条例（例）の一部改正の通知を踏まえ、林野火災予防の実

効性を高めるため、所要の改正を行うためのものであります。

同意第2号の十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命については、令和7年1月26日をもって任期満了となった十和田地域広域事務組合教育委員会委員、瀧口孝之氏を再任命するためのものであります。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましてはその都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小川洋平） 次に、認定第1号から認定第8号までの令和6年度各会計歳入歳出決算について、監査委員より決算審査の意見を求めます。

森田監査委員。

○監査委員（森田幸夫） 認定第1号から認定第8号までの令和6年度十和田地域広域事務組合の一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見をご報告申し上げます。

審査の対象は、令和6年度十和田地域広域事務組合の一般会計、消防特別会計、学校給食特別会計、清掃特別会計、衛生特別会計、火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業特別会計及び消防通信指令事務協議会特別会計の8会計でございます。

審査の期間は、令和7年8月19日から令和7年10月10日までであり、審査に当たっては各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に主眼を置き、実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書等は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

その概要及び意見については次のとおりでございます。決算審査意見書の3ページをお開きください。令和6年度一般会計の決算額は、歳入が7,268万5,988円、歳出が7,120万2,322円で、前年度に比べて歳入は6.5%減少したのに対し、歳出は6.5%増加しており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の148万3,666円となっております。

また、特別会計の決算額は、7会計の合計で、歳入が42億4,976万1,152円、歳出が40億9,799万1,469円で、前年度に比べて歳入が0.5%減少し、歳出は2.0%増加しており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の1億5,176万9,683円となっております。

なお、当年度末における基金の現在高は、消防施設整備基金が3,179万5,956円、学校給食センター厨房設備整備基金が2,750万1,748円、清掃事務財政調整基金が1億2,004万4,967円となっており、前年度末に比べて合計額で6,635万871円の増となっております。

また、地方債の当年度末における現在高は、消防特別会計、衛生特別会計の2会計で合わせて20億8,139万468円となっており、前年度末に比べて1億5,582万7,108円の減となっております。

以上のとおり、令和6年度各会計における決算の収支状況は、実質収支及び実質単年度収支ともに黒字となっており、限られた財源の中で効率的かつ適正に業務が執行され、健全な財政運営がなされているものと認められました。

しかしながら、令和5年4月から令和6年12月までの間に発生した職員への給与の支払い等に係る不適切な事務処理のほか、納付手続の失念による支払い遅延については、組合職員への影響だけではなく、圏域住民の信頼を大きく損なわせるものであり、重く受け止めなければならないものであります。改めて、職員一人一人が所管事務の重要性を認識し、処理手順の再確認を行うとともに、組織としてのチェック体制の強化が必要であると考えます。それぞれの不適切事案の原因を分析し、再発防止に向けて実効性のある措置を講じるよう求めます。

当組合が所管する業務は、圏域住民の生活に密着した重要な役割を担っており、経済性、効率性、有効性、透明性に留意した適正な事務運営が望まれます。そのためには、決算の状況分析を正しく行い、予算への確に反映させること、圏域事業の現状や社会経済情勢の変化に対応した事業計画の定期的な見直しが重要となります。特に今後予定されているごみ焼却施設の新設などに多額の財政負担が見込まれることから、計画的な事業の実施に合わせた財源の確保が非常に重要な課題であると認識しております。

引き続き、構成市町村間で連携を密に図りながら、圏域住民が安心して快適に生活できる環境づくりに向けて一層努力されるよう望むものであります。

以上、令和6年度十和田地域広域事務組合一般会計、特別会計の決算審査意見をご報告申し上げます。

○議長（小川洋平） 監査委員。

○監査委員（森田幸夫） 読み間違いがありましたところにつきましては、議長の判断に委ねたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小川洋平） ただいま監査委員からの発言の訂正の申出がありましたので、議長においてこれを処理いたします。

以上で監査委員の決算審査の意見を終わります。

日程第4 認定第1号 令和6年度十和田地域広域事務組合一般会計 歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） これより議案の審議に入ります。

日程第4、認定第1号 令和6年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

日程第5 認定第2号 令和6年度十和田地域広域事務組合消防特別
会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第5、認定第2号 令和6年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

日程第6 認定第3号 令和6年度十和田地域広域事務組合学校給食
特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第6、認定第3号 令和6年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

日程第7 認定第4号 令和6年度十和田地域広域事務組合清掃特別
会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第7、認定第4号 令和6年度十和田地域広域事務組合清掃特

別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

日程第8 認定第5号 令和6年度十和田地域広域事務組合衛生特別
会計歳入歳出決算の認定について

○議長(小川洋平) 日程第8、認定第5号 令和6年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

日程第9 認定第6号 令和6年度十和田地域広域事務組合火葬特別
会計歳入歳出決算の認定について

○議長(小川洋平) 日程第9、認定第6号 令和6年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

日程第10 認定第7号 令和6年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第10、認定第7号 令和6年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

日程第11 認定第8号 令和6年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第11、認定第8号 令和6年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

日程第12 議案第21号 令和7年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（小川洋平） 日程第12、議案第21号 令和7年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第22号 令和7年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第1号）

○議長（小川洋平） 日程第13、議案第22号 令和7年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第23号 令和7年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第1号）

○議長（小川洋平） 日程第14、議案第23号 令和7年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第24号 令和7年度十和田地域広域事務組合清掃
特別会計補正予算(第1号)

○議長(小川洋平) 日程第15、議案第24号 令和7年度十和田地域広域事務組合清
掃特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第25号 令和7年度十和田地域広域事務組合衛生
特別会計補正予算(第1号)

○議長(小川洋平) 日程第16、議案第25号 令和7年度十和田地域広域事務組合衛
生特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第26号 令和7年度十和田地域広域事務組合火葬
特別会計補正予算(第1号)

○議長(小川洋平) 日程第17、議案第26号 令和7年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第27号 令和7年度十和田地域広域事務組合十和
田市消防団事務受託事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(小川洋平) 日程第18、議案第27号 令和7年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第28号 令和7年度十和田地域広域事務組合消防
通信指令事務協議会特別会計補正予算（第1号）

○議長（小川洋平） 日程第19、議案第28号 令和7年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第29号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の
一部を改正する条例の制定について

○議長（小川洋平） 日程第20、議案第29号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第21 同意第2号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の
任命について

○議長（小川洋平） 日程第21、同意第2号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定しました。

閉 会

○議長（小川洋平） 以上をもちまして今定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和7年第2回十和田地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

誠にご苦労さまでございました。

午後4時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長 小川洋平

同 議員 氣田量子

同 議員 江渡信貴